

(様式第 1 号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容（総括表）

(1) 重要変更に係るもの（法第13条関係）

変 更 後 の 用 途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上 の用途区分別面積		備 考
(編入)			m ²		m ²	
	0		0.00		0.00	
(除外) 農家住宅 農家住宅 非農地（非農地判定等） 原野、山林	3 1 18 42	畑 田 田 畑	m ² 1,388.63 373.00 19,703.00 29,553.00	農地 農地 農地 農地	m ² 1,388.63 373.00 19,703.00 29,553.00	現況地目の内訳 田 20,076.00 畑 30,941.63
	64		51,017.63		51,017.63	
(用途区分の変更： 1ha を 超 え る 場 合)			m ²		m ²	
合計 ①－②			▲ 51,017.63		▲ 51,017.63	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

変 更 後 の 用 途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備 考
		m ²	m ²	
合 計				

（注：備考欄に施行令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

経済事情の変動及びその他情勢の推移等の理由により、当該計画の変更が必要になった。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

申出地は集团的優良農用地ではないほか、汚水・雑排水対策及び隣接農地への被害防除措置も講じられており、周辺農用地への支障は無いことから、農業面に与える支障も無い。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

集团的優良農用地は、今後も農用地区域として確保する。

(様式第2号)

農業振興地域整備計画変更調書

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計 画 変 更 箇 所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備 考
附図番号	所 在						
合 計			0.00 m ²				

2 用途区分の変更をしようとするもの

計 画 変 更 箇 所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備 考
附図番号	所 在						
合 計							

3 農用地区域から除外しようとするもの

計 画 変 更 箇 所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用 途 区 分	農業関係事業 の 実施及び計画	変更 理由	備 考
附図番号	所 在						
1	大槻町字八頭1番7	農家住宅	畑 413.00 m ²	農地		別紙 の と お り	
2	三穂田町野田字向7 番1の内	農家住宅	畑 483.63 m ²	農地		〃	
2	三穂田町野田字向63 番	農家住宅	畑 45.00 m ²	農地		〃	
3	片平町字蟻塚1番107	農家住宅	田 373.00 m ²	農地		〃	
4	日和田町字岩井1番 65	農家住宅	畑 447.00 m ²	農地		〃	
6～ 65	逢瀬町多田野字南原 35－3他59件	—	田、畑 49,256.00 m ²	農地		〃	
小 計			51,017.63 m ²				

第2 その他の計画の変更

1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

単位：h a)

地区名 区域番号	変更前				変更後				変更理由
	図 番	事業 の 種類	事業 の 概況	受益 面積	図 番	事業 の 種類	事業 の 概況	受益 面積	

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

2 農用地等の保全に関する事項 (の変更)

項	目	変更前	変更後	変更理由
農用地等の保全のための 方策 (耕作放棄の発生の抑 制、既存の耕作放棄地 の復旧の方策等)				

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項	目	変更前	変更後	変更理由
農業経営の規模の拡大及 び農用地等の農業上の効 率的かつ総合的な利用に 関する誘導方向				
農業経営の規模の拡大及 び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図 るための方策				

4 農業近代化施設の設備計画の変更

地区 区域 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲		図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲		利 用 組 織
				受 益 戸 数	受 益 面 積 ha				受 益 戸 数	受 益 面 積 ha	

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備計画 (の変更)

地区 区域 番号	変 更 前						変 更 後						変 更 理 由		
	図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 規 模	受 益 範 囲		利 用 組 織	利 用 目 的	図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 規 模	受 益 範 囲			利 用 組 織	利 用 目 的
				受 益 戸 数	受 益 面 積 ha						受 益 戸 数	受 益 面 積 ha			

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

6 就業機会の確保・拡大計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業従事者の安定的な就業の促進計画			
その他関連計画			

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

7 農村生活環境の整備計画の変更

地区 区域 番号 名	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由	
	図 面 番 号	施 設 等 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲		図 面 番 号	施 設 等 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲			
				関 集 番	係 落 号 受 益 人 口				受 益 戸 数 受 益 人 口	関 集 番		係 落 号 受 益 人 口

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

8 地域資源の利用及び管理・保全に関する計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
地域資源の利用及び適正な管理・保全の方向			
地域資源の有効力利用及び適正な管理・保全を図るための方策			

9 その他計画の変更

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所					
番号	所	在	地	目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
1	大槻町字八頭1番7		畑		413.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
						第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性							
農家住宅を建てる。							
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	農家住宅を建てるものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。				
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第3号	申出地は、南側は道、東側が宅地、西側、北側は農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なうものではなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第5号	雨水は排水勾配及び集水桝を設け、一部は自然浸透させつつ、既存道路側溝に排水する。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後、既存道路側溝に排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。				
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕						
	法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）				
		当該地の選定理由					
軽微な変更		* 令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○					
		〔 第2号 第3号 第4号 〕					

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第1種農地
農地転用許可条項	2-1-(1)-イ-(ア)-a 集団 第1種農地 2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e) 集落接続事業
他法令との調整	開発行為の許可不要

（様式第 2 号）別表 1－1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所					
番号	所	在	地	目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
2	三穂田町野田字向7番 1 の内、63番	畑	528.63㎡	第 1 号・第 2 号・第 3 号	農地	採草放牧地	
				第 4 号・第 5 号	混牧林地・農業用施設用地		
変更の目的及び必要性							
農家住宅を建てる。							
除外	変更要件の検討	法第 1 3 条第 2 項第 1 号	農家住宅を建築するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。				
		法第 1 3 条第 2 項第 2 号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第 1 3 条第 2 項第 3 号	申出地は北側は宅地、南側は道路、東側、西側は農地であるが、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第 1 3 条第 2 項第 4 号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第 1 3 条第 2 項第 5 号	雨水は自然浸透及び農地への雨水侵入を防ぐ境界部に素掘り側溝を施行し、既存道路側溝へ排水する。汚水、雑排水は農業集落排水へ排水するため、変更後周辺農用地区域内の第 3 条第 3 号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。				
		法第 1 3 条第 2 項第 6 号	申出地は、土地改良事業が実施されたが、工事完了公告における工事完了年月日の翌年度から起算して 8 年以上経過している。（昭和63年2月3日換地処分）				
	法第 1 0 条第 4 項規定の土地 〔非農用地令第 8 条〕						
	法第 1 0 条第 3 項各号非該当の土地						
	用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
当該地の選定理由							

軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○
	[第2号 第3号 第4号]
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第1種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-イ-（ア）-b 土地改良 第1種農地 2-1-（1）-イ-（イ）-c-(e) 集落接続事業
他法令との調整	開発行為の許可不要

（様式第2号）別表1－1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所					
番号	所	在	地	目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
3	片平町字蟻塚1番107		田		373.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
						第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性							
農家住宅を建てる。							
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	農家住宅を建築するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。				
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第3号	申出地は、南側、西側は道、北側、東側は農地であるが、擁壁を挟んでおり高低差があるため、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第5号	雨水は自然浸透及び素掘り側溝を経て、既存道路側溝に排水する。汚水、雑排水は下水へ排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。				
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕						
	法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更			変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）			
			当該地の選定理由				
軽微な変更			＊令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○				

	[第2号 第3号 第4号]
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-オ-（ア）-b 市街化近傍小集団2種 2-1-（1）-オ-（イ）
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所					
番号	所	在	地	目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
4	日和田町字岩井1番65		畑		447.00㎡	<u>第1号</u> 第2号・第3号	<u>農地</u> 採草放牧地
						第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性							
農家住宅を建てる。							
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	農家住宅を建築するものであり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。				
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第3号	申出地は、南側、東側は道、西側は原野、北側は農地であるが、集団農地を分断するものでなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第5号	雨水は既存道路側溝に排水、雨樋の雨水は集水弁を設け、既存道路側溝に排水させる。汚水は合併浄化槽で処理後、既存道路側溝に排水させるため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。				
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。				
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕						
	法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）				
		当該地の選定理由					
軽微な変更		* 令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○					
		〔 第2号 第3号 第4号 〕					

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第1種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-イ-（ア）-a 集団 第1種農地 2-1-（1）-イ-（イ）-c-(e) 集落接統事業
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
6～65	逢瀬町多田野字南原35-3他59筆	田	19,703.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
		畑	29,553.00㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
農地法の運用において農地に該当しないと判断され、計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法10条第3項非該当					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地	郡山市農業委員会にて農地に該当しないと判断され、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。			
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）		
		当該地の選定理由			
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	
意見	
農地区分	
農地転用許可条項	
他法令との調整	

非農地判定等に伴う除外農用地一覧表

(単位：㎡)

No	所在地	地目		非農地判定 時の現況	地積		除外理由	非農地判定 (農委月例総会)
		登記	現況		登記	現況		
6	逢瀬町多田野字南原35-3	田	田	山林	533.00	533.00	①	R6.10.18
7	田村町柝山神字境地平105-2	田	田	山林	119.00	119.00	①	R6.10.18
8	田村町柝山神字境地平106	田	田	山林	224.00	224.00	①	R6.10.18
9	田村町柝山神字境地平107	田	田	山林	128.00	128.00	①	R6.10.18
10	田村町柝山神字小宮久102	畑	畑	原野	174.00	174.00	①	R6.11.19
11	田村町柝山神字小宮久103	畑	畑	原野	61.00	61.00	①	R6.11.19
12	逢瀬町多田野字同森1-9	田	田	原野	1,947.00	1,947.00	①	R6.12.19
13	逢瀬町多田野字同森1-10	田	田	原野	1,537.00	1,537.00	①	R6.12.19
14	逢瀬町多田野字同森1-11	田	田	原野	1,279.00	1,279.00	①	R6.12.19
15	逢瀬町多田野字稻荷山6-1	田	田	原野	4,998.00	4,998.00	①	R6.12.19
16	逢瀬町多田野字稻荷山6-4	田	田	原野	963.00	963.00	①	R6.12.19
17	逢瀬町多田野字稻荷山6-3	田	田	原野	970.00	970.00	①	R6.12.19
18	熱海町安子島字大沢13-2	田	田	原野	1,586.00	1,586.00	①	R6.12.19
19	熱海町安子島字大沢13-1	田	田	原野	2,545.00	2,545.00	①	R6.12.19
20	熱海町安子島字大沢21	畑	畑	原野	1,966.00	1,966.00	①	R6.12.19
21	田村町岩作字駒形108-14	畑	畑	原野	210.00	210.00	①	R6.12.19
22	田村町上行合字城山30	畑	畑	原野	763.00	763.00	①	R6.12.19
23	田村町金沢字三斗蒔81-1	畑	畑	原野	258.00	258.00	①	R6.12.19
24	田村町金沢字三斗蒔90	畑	畑	原野	292.00	292.00	①	R6.12.19
25	田村町山中字枇杷沢289-24	畑	畑	原野	1,309.00	1,309.00	①	R6.12.19
26	田村町守山字御殿河原43	畑	畑	原野	44.00	44.00	①	R6.12.19
27	田村町岩作字駒形108-3	畑	畑	原野	906.00	906.00	①	R6.12.19
28	田村町岩作字駒形108-16	畑	畑	原野	302.00	302.00	①	R6.12.19
29	田村町山中字団子田38	畑	畑	原野	1,135.00	1,135.00	①	R6.12.19
30	田村町守山字御殿河原34	畑	畑	原野	92.00	92.00	①	R6.12.19
31	田村町守山字御殿河原44	畑	畑	原野	128.00	128.00	①	R6.12.19
32	田村町守山字御殿河原46	畑	畑	原野	111.00	111.00	①	R6.12.19
33	田村町守山字御殿河原27	畑	畑	原野	53.00	53.00	①	R6.12.19
34	田村町金沢字三斗蒔83-1	畑	畑	原野	1,313.00	1,313.00	①	R6.12.19
35	田村町金沢字三斗蒔91	畑	畑	原野	670.00	670.00	①	R6.12.19
36	田村町金沢字三斗蒔92	畑	畑	原野	407.00	407.00	①	R6.12.19
37	田村町金沢字三斗蒔94	畑	畑	原野	165.00	165.00	①	R6.12.19
38	田村町金沢字三斗蒔109	田	田	原野	82.00	82.00	①	R6.12.19
39	田村町金沢字三斗蒔164	畑	畑	原野	902.00	902.00	①	R6.12.19
40	田村町岩作字駒形108-15	畑	畑	原野	195.00	195.00	①	R6.12.19
41	田村町守山字御殿河原47	畑	畑	原野	46.00	46.00	①	R6.12.19
42	田村町岩作字駒形108-9	畑	畑	原野	560.00	560.00	①	R6.12.19
43	西田町芹沢字仁王ヶ作81-1	畑	畑	原野	3,240.00	3,240.00	①	R6.12.19
44	中田町高倉字板ノ作91	畑	畑	原野	336.00	336.00	①	R6.12.19
45	中田町高倉字田向94	畑	畑	原野	1,240.00	1,240.00	①	R6.12.19

No	所在地	地目		非農地判定 時の現況	地積		除外理由	非農地判定 (農委月例総会)
		登記	現況		登記	現況		
46	中田町海老根字古内113-1	畑	畑	原野	314.00	314.00	①	R6.12.19
47	中田町海老根字古内204	田	田	原野	373.00	373.00	①	R6.12.19
48	中田町木目沢字二合田3-1	畑	畑	山林	992.00	992.00	①	R6.12.19
49	中田町高倉字田向78	田	田	原野	144.00	144.00	①	R6.12.19
50	中田町木目沢字二合田32-1	畑	畑	山林	257.00	257.00	①	R6.12.19
51	中田町木目沢字二合田10	畑	畑	山林	1,126.00	1,126.00	①	R6.12.19
52	中田町木目沢字二合田30	畑	畑	山林	260.00	260.00	①	R6.12.19
53	中田町海老根字古内115	畑	畑	原野	116.00	116.00	①	R6.12.19
54	中田町海老根字古内117	畑	畑	原野	1,440.00	1,440.00	①	R6.12.19
55	中田町高倉字田向76	畑	畑	原野	585.00	585.00	①	R6.12.19
56	中田町高倉字田向73	田	田	原野	298.00	298.00	①	R6.12.19
57	中田町中津川字堀北378	畑	畑	山林	523.00	523.00	①	R6.12.19
58	中田町高倉字板ノ作93	畑	畑	原野	3,179.00	3,179.00	①	R6.12.19
59	中田町高倉字田向92	畑	畑	原野	695.00	695.00	①	R6.12.19
60	中田町高倉字板ノ作88	畑	畑	原野	1,844.00	1,844.00	①	R6.12.19
61	中田町高倉字板ノ作61	田	田	原野	1,682.00	1,682.00	①	R6.12.19
62	中田町柳橋字袖233-2	畑	畑	山林	345.00	345.00	①	R6.12.19
63	中田町柳橋字袖235-2	畑	畑	山林	201.00	201.00	①	R6.12.19
64	中田町高倉字田向74	田	田	原野	295.00	295.00	①	R6.12.19
65	中田町駒板字追越37	畑	畑	原野	798.00	798.00	①	R6.12.19

① 非農地判定

集計 現況地目
田
畑
合計

筆数
18筆
42筆
60筆

地積
19,703.00m²
29,553.00m²
49,256.00m²